

「沖縄県企業局中長期計画【改定版】（案）」に対するご意見と県企業局の考え方

意見数：1件（1団体）

No.	該当箇所	ご意見	左記に対する県企業局の考え方
1	P37	<p>平素より、沖縄県の水道事業の発展にご尽力賜り誠に感謝を申し上げます。</p> <p>さて、沖縄県企業局中長期計画【改定版】（案）におきまして、P51の財政試算（財源の見通し）にて2ケースが示されております。その際、今後の老朽化施設の更新費用が年平均約168億と見込まれ、直近5年間の建設改良費平均145億（R6～R10）を大きく上回る額となっております。どちらのケースになったとしても、令和8年度の料金改定後、令和10年度より収支不足となり、10%以上の料金改定が必要な試算となっております。</p> <p>老朽化更新の必要性については、一定程度の理解はできるものの、短期的に10%以上の高い値上げとなると、市民への影響が大きいことから、本市水道事業においても必要な資産維持費分を加味した料金改定の提案について、市民の理解を得るのが難しい状況が予想されます。また、水道事業だけでなく、県の下水道事業においても今後、維持管理負担金の値上げが示唆されております。</p> <p>今回提示された計画（案）が計画どおり進捗した場合、改めて高い料金改定が予想され、受水事業体、ひいては市民、県民、事業者などへ与える影響は極めて大きいと考えております。</p> <p>つきましては、県民の負担軽減と受水事業体の健全な事業運営のため、下記の事項を要望いたします。</p> <p>1. 令和10年度以降の値上げを行う必要性が出てきた場合には、受水事業体におきましても議会への説明と市民、県民、事業者の理解を得るために相当な期間が必要となることから、値上げ予定の2年程度前から具体的な説明及び情報提供をお願いします。</p>	<p>貴重なご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>（要望1について） P36「第6章施策目標達成に向けた施策と取組」取組④経営管理の強化におきまして、『安定的な経営を持続するため、投資・財政計画の管理を行い、中長期的な経営上の課題を早期に把握し、改善策の検討を行います。また、経営の状況、見通しを踏まえ、概ね4年ごとに、適切な料金水準を検討し、受水事業体へ適時情報を提供します。』としており、今後は、随時情報提供してまいります。</p> <p style="text-align: right;">次ページに続く ⇒</p>

No.	本編該当箇所	ご意見	左記に対する県の考え方
1	P37	<p>2. 国においては、上下水道事業一体となった取り組みが災害時や耐震計画の策定も含めて、推進されています。沖縄県においても、県下水道部署と料金改定の見通しや改定時期が重ならないなど、各市町村の料金改定手続きがスムーズにおこなえるよう市町村への配慮も考慮した上下水道事業の運営をお願いします。</p> <p>3. 離島振興計画に係る広域化については、沖縄県における21世紀ビジョンに基づく計画であるため、沖縄県全体の事業ととらえ、広域化における減価償却費用や工業用水道事業と同様に維持にかかる費用などを県の一般会計から負担金等の繰り入れを行うとともに、国の支援策や交付金・補助金等を最大限活用し、より一層値上げ率の圧縮に努めて下さいますようお願いいたします。</p>	<p>(要望2について) 災害時の対応等の県事業と関連する各種取組におきましては、関係部局と適宜情報交換をしながら、適切に対応していきたいと考えております。 なお、料金改定においては、企業局水道事業と県下水道事業は異なる事業会計であることから、それぞれの経営状況に応じて、適切な料金水準や改定時期等の検討がなされるものと考えておりますが、下水道を所管する土木建築部と情報共有を図りながら、適宜情報提供してまいります。</p> <p>(要望3について) P57「第7章投資・財政計画」におきまして、安定的な事業経営の確保に向けた具体的な対応策を掲げており、『沖縄の水道事業における固有課題に対応し、運営基盤の強化や水道サービスの向上を図るため、関係部局と連携しながら沖縄振興特別措置法に基づく特別措置の最大限の活用を図ってまいります。』および『水道用水供給事業は、地方公営企業法に基づき独立採算の原則(※)により運営していますが、一般会計からの繰入金(補助、出資及び長期貸付け)が限定的に認められており、引き続き、経費負担の原則に基づく適切な運営を行うとともに、一般会計からの繰入金の最大限の活用を図ってまいります。』としていただいております。</p> <p>(※) 地方公営企業の経費については、一般会計が負担すべき経費を除いて、公営企業の収入を持って充てなければならない</p>